

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

| | | |
|--|---------------|-----------------|
| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
| 八番地先まで 五地先から同郡同町和戸二丁目二四 南埼玉郡宮代町和戸二丁目二五一番 | | 区 間 |
| 二六・四〇 | 二四・五四 八・九〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 四〇・七八 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |